

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	工事施行認可 線路及び工事方法書記載事項変更認可
手続根拠	軌道法第 5 条第 1 項 軌道法施行令第 6 条第 1 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	工事施行 線路及び工事方法書記載事項の変更 をしようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、正本を各都道府県の 担当課へ、副本を所管地方運輸局へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県及び所管地方運輸局
受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、 無軌条電車運転規則 「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成 13 年 7 月 31 日 道路局長通達)
標準処理期間	10 ヶ月 4 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による